

18 面会交流の実施状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、面会交流の関係で相談した者は、34.7%となっており、このうち最も相談した相談相手としては「親族」が50.8%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が18.1%となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、面会交流の関係で相談した者は、30.8%となっており、このうち最も相談した相談相手としては「親族」が37.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が27.4%となっている。

表18- (1) - 1 母子世帯の母の面会交流の主な相談相手 (最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 1,817 (100.0)	630 (34.7) (100.0)	320 (50.8)	63 (10.0)	3 (0.5)	15 (2.4)	0 (0.0)	89 (14.1)	114 (18.1)	0 (0.0)	26 (4.1)	1,124 (61.9)	63 (3.5)

表18- (1) - 2 父子世帯の父の面会交流の主な相談相手 (最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 308 (100.0)	95 (30.8) (100.0)	36 (37.9)	7 (7.4)	- (-)	3 (3.2)	1 (1.1)	18 (18.9)	26 (27.4)	1 (1.1)	3 (3.2)	196 (63.6)	17 (5.5)

(2) 面会交流の取り決め

ア 面会交流の取り決め状況は、「取り決めをしている」と回答したのは、母子世帯の母では24.1% (前回調査23.4%) となっており、父子世帯の父では27.3% (前回調査16.3%) となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は「離婚」に比べ、面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

エ 面会交流の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手とかかわりたくない」が最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」となっており、父子世帯の父では、「取り決めをしなくても交流できる」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」となっている。

表18-(2)-1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり			文書なし	不 詳			
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書					
平成23年 (100.0)	( 23.4) (100.0)	( 50.3)	( * )	( * )	( 48.1)	( 1.6)	( 73.3)	( 3.3)
平成28年 1,817 (100.0)	437 ( 24.1) (100.0)	423 ( 96.8)	422 ( 96.6)	1 ( 0.2)	6 ( 1.4)	8 ( 1.8)	1,278 ( 70.3)	102 ( 5.6)

表18-(2)-2 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等（母の最終学歴別）

総 数	面会交流の取り決めをしている							面会交 流の取 り決 めを して いな い	不 詳
	文書あり			文書なし	不 詳				
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書						
総 数	平成28年 1,773 (100.0)	426 ( 24.0) (100.0)	412 ( 96.7)	411 ( 96.5)	1 ( 0.2)	6 ( 1.4)	8 ( 1.9)	1,259 ( 71.0)	88 ( 5.0)
中 学 校	215 (100.0)	25 ( 11.6) (100.0)	25 (100.0)	25 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	175 ( 81.4)	15 ( 7.0)
高 校	794 (100.0)	162 ( 20.4) (100.0)	153 ( 94.4)	153 ( 94.4)	0 ( 0.0)	3 ( 1.9)	6 ( 3.7)	592 ( 74.6)	40 ( 5.0)
高 等 専 門 学 校	87 (100.0)	21 ( 24.1) (100.0)	21 (100.0)	21 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	61 ( 70.1)	5 ( 5.7)
短 大	237 (100.0)	77 ( 32.5) (100.0)	76 ( 98.7)	76 ( 98.7)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 1.3)	151 ( 63.7)	9 ( 3.8)
大 学 ・ 大 学 院	160 (100.0)	62 ( 38.8) (100.0)	61 ( 98.4)	61 ( 98.4)	0 ( 0.0)	1 ( 1.6)	0 ( 0.0)	93 ( 58.1)	5 ( 3.1)
専修学校・ 各種学校	266 (100.0)	77 ( 28.9) (100.0)	74 ( 96.1)	73 ( 94.8)	1 ( 1.3)	2 ( 2.6)	1 ( 1.3)	176 ( 66.2)	13 ( 4.9)
そ の 他	14 (100.0)	2 ( 14.3) (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	11 ( 78.6)	1 ( 7.1)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

総数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不詳
	文書あり			文書なし	不詳			
	判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書						
平成23年 (100.0)	(16.3) (100.0)	(51.5)	(*)	(*)	(48.5)	(-)	(79.9)	(3.8)
平成28年 308 (100.0)	84 (27.3) (100.0)	61 (72.6)	41 (48.8)	20 (23.8)	23 (27.4)	- (-)	206 (66.9)	18 (5.8)

表18-(2)-4 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等（父の最終学歴別）

総数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不詳	
	文書あり			文書なし	不詳				
	判決、調停、審判などの裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書							
総数	平成28年 299 (100.0)	81 (27.1) (100.0)	60 (74.1)	40 (49.4)	20 (24.7)	21 (25.9)	- (-)	202 (67.6)	16 (5.4)
中学校	41 (100.0)	5 (12.2) (100.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	- (-)	35 (85.4)	1 (2.4)
高校	160 (100.0)	44 (27.5) (100.0)	31 (70.5)	24 (54.5)	7 (15.9)	13 (29.5)	- (-)	105 (65.6)	11 (6.9)
高等専門学校	9 (100.0)	5 (55.6) (100.0)	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	- (-)	- (-)	4 (44.4)	- (-)
短大	4 (100.0)	1 (25.0) (100.0)	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	3 (75.0)	- (-)
大学・大学院	47 (100.0)	14 (29.8) (100.0)	12 (85.7)	7 (50.0)	5 (35.7)	2 (14.3)	- (-)	32 (68.1)	1 (2.1)
専修学校・各種学校	36 (100.0)	12 (33.3) (100.0)	8 (66.7)	6 (50.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	- (-)	21 (58.3)	3 (8.3)
その他	2 (100.0)	- (-) (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (100.0)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-5 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	1,817 (100.0)	298 (100.0)	236 (100.0)	1,148 (100.0)	135 (100.0)
取り決めている	437 (24.1)	113 (37.9)	79 (33.5)	224 (19.5)	21 (15.6)
取り決めていない	1,278 (70.3)	176 (59.1)	153 (64.8)	849 (74.0)	100 (74.1)
不詳	102 (5.6)	9 (3.0)	4 (1.7)	75 (6.5)	14 (10.4)

表18-(2)-6 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	308 (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	181 (100.0)	20 (100.0)
取り決めている	84 (27.3)	23 (43.4)	17 (31.5)	41 (22.7)	3 (15.0)
取り決めていない	206 (66.9)	30 (54.6)	36 (66.7)	124 (68.5)	16 (80.0)
不詳	18 (5.8)	- (-)	1 (1.9)	16 (8.8)	1 (5.0)

表18-(2)-7 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)
取り決めている	437 (24.1)	427 (26.1)	270 (20.5)	157 (49.4)	10 (5.6)
取り決めていない	1,278 (70.3)	1,119 (68.4)	975 (73.9)	144 (45.3)	159 (88.3)
不詳	102 (5.6)	91 (5.6)	74 (5.6)	17 (5.3)	11 (6.1)

表18-(2)-8 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)
取り決めている	84 (27.3)	84 (27.5)	55 (21.5)	29 (58.0)	- (-)
取り決めていない	206 (66.9)	204 (66.7)	186 (72.7)	18 (36.0)	2 (100.0)
不詳	18 (5.8)	18 (5.9)	15 (5.9)	3 (6.0)	- (-)

表18-(2)-9 母子世帯の母の面会交流の取り決めていない理由（最も大きな理由）

総数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めていなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 1,278 (100.0)	76 (5.9)	39 (3.1)	319 (25.0)	174 (13.6)	241 (18.9)	4 (0.3)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
93 (7.3)	81 (6.3)	54 (4.2)	10 (0.8)	21 (1.6)	10 (0.8)	101 (7.9)	55 (4.3)

表18-(2)-10 父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

総数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 206 (100.0)	13 ( 6.3)	3 ( 1.5)	38 ( 18.4)	15 ( 7.3)	60 ( 29.1)	1 ( 0.5)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
21 ( 10.2)	2 ( 1.0)	11 ( 5.3)	1 ( 0.5)	4 ( 1.9)	2 ( 1.0)	24 ( 11.7)	11 ( 5.3)

(3) 面会交流の実施状況

ア 面会交流の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 29.8 %となっており、父子世帯の父では 45.5 %となっている。

イ 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 23.1 %、父子世帯では「月 2 回以上」が最も多く 21.1 %となっている。

ウ 現在、面会交流を行っていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手が面会交流を求めてこない」が最も多く、父子世帯の父では「子どもが会いたがらない」が最も多くなっている。

表 1 8 - ( 3 ) - 1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 27.7)	( 17.6)	( 50.8)	( 3.9)
平成28年 1,817 (100.0)	541 ( 29.8)	347 ( 19.1)	842 ( 46.3)	87 ( 4.8)

表 1 8 - ( 3 ) - 2 母子世帯の母の面会交流の実施状況 (母の最終学歴別)

	総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成28年 総 数	1,773 (100.0)	529 ( 29.8)	340 ( 19.2)	830 ( 46.8)	74 ( 4.2)
中 学 校	215 (100.0)	49 ( 22.8)	35 ( 16.3)	121 ( 56.3)	10 ( 4.7)
高 校	794 (100.0)	227 ( 28.6)	143 ( 18.0)	390 ( 49.1)	34 ( 4.3)
高等専門学校	87 (100.0)	27 ( 31.0)	16 ( 18.4)	36 ( 41.4)	8 ( 9.2)
短 大	237 (100.0)	86 ( 36.3)	52 ( 21.9)	93 ( 39.2)	6 ( 2.5)
大学・大学院	160 (100.0)	60 ( 37.5)	27 ( 16.9)	67 ( 41.9)	6 ( 3.8)
専修学校・各種学校	266 (100.0)	77 ( 28.9)	65 ( 24.4)	116 ( 43.6)	8 ( 3.0)
そ の 他	14 (100.0)	3 ( 21.4)	2 ( 14.3)	7 ( 50.0)	2 ( 14.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 8 - ( 3 ) - 3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 37.4)	( 16.5)	( 41.0)	( 5.0)
平成28年 308 (100.0)	140 ( 45.5)	50 ( 16.2)	101 ( 32.8)	17 ( 5.5)

表18-(3)-4 父子世帯の父の面会交流の実施状況（父の最終学歴別）

	総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不 詳
平成28年 総 数	299 (100.0)	136 ( 45.5)	48 ( 16.1)	100 ( 33.4)	15 ( 5.0)
中 学 校	41 (100.0)	13 ( 31.7)	10 ( 24.4)	17 ( 41.5)	1 ( 2.4)
高 校	160 (100.0)	75 ( 46.9)	26 ( 16.3)	52 ( 32.5)	7 ( 4.4)
高等専門学校	9 (100.0)	5 ( 55.6)	- ( - )	4 ( 44.4)	- ( - )
短 大	4 (100.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)
大学・大学院	47 (100.0)	23 ( 48.9)	5 ( 10.6)	15 ( 31.9)	4 ( 8.5)
専修学校・各種学校	36 (100.0)	19 ( 52.8)	6 ( 16.7)	9 ( 25.0)	2 ( 5.6)
そ の 他	2 (100.0)	- ( - )	- ( - )	2 (100.0)	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(3)-5 母子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	298 ( 16.4)	236 ( 13.0)	1,148 ( 63.2)	135 ( 7.4)
現在も行っている	541 (100.0)	136 ( 25.1)	100 ( 18.5)	271 ( 50.1)	34 ( 6.3)
過去に行ったことがある	347 (100.0)	39 ( 11.2)	41 ( 11.8)	245 ( 70.6)	22 ( 6.3)
行ったことがない	842 (100.0)	107 ( 12.7)	91 ( 10.8)	577 ( 68.5)	67 ( 8.0)
不 詳	87 (100.0)	16 ( 18.4)	4 ( 4.6)	55 ( 63.2)	12 ( 13.8)



表18-(3)-6 父子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	308 (100.0)	53 (17.2)	54 (17.5)	181 (58.8)	20 (6.5)
現在も行っている	140 (100.0)	28 (20.0)	29 (20.7)	74 (52.9)	9 (6.4)
過去に行ったことがある	50 (100.0)	4 (8.0)	7 (14.0)	36 (72.0)	3 (6.0)
行ったことがない	101 (100.0)	18 (17.8)	16 (15.8)	62 (61.4)	5 (5.0)
不詳	17 (100.0)	3 (17.6)	2 (11.8)	9 (52.9)	3 (17.6)

表18-(3)-7 母子世帯の母の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、面会交流の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		
		協議離婚	その他の離婚			協議離婚	その他の離婚			
平成28年 総数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)	437 (100.0)	427 (100.0)	270 (100.0)	157 (100.0)	10 (100.0)
現在も行っている	541 (29.8)	519 (31.7)	441 (33.4)	78 (24.5)	22 (12.2)	232 (53.1)	230 (53.9)	173 (64.1)	57 (36.3)	2 (20.0)
過去に行ったことがある	347 (19.1)	332 (20.3)	255 (19.3)	77 (24.2)	15 (8.3)	98 (22.4)	96 (22.5)	53 (19.6)	43 (27.4)	2 (20.0)
行ったことがない	842 (46.3)	709 (43.3)	556 (42.2)	153 (48.1)	133 (73.9)	104 (23.8)	98 (23.0)	43 (15.9)	55 (35.0)	6 (60.0)
不詳	87 (4.8)	77 (4.7)	67 (5.1)	10 (3.1)	10 (5.6)	3 (0.7)	3 (0.7)	1 (0.4)	2 (1.3)	0 (0.0)

表18-(3)-8 父子世帯の父の面会交流の実施状況（離婚の方法別）

	総 数					うち、面会交流の取り決めている世帯				
	総 数	離 婚	未 婚		未 婚	総 数	離 婚	未 婚		未 婚
			協議離婚	その他の離婚				協議離婚	その他の離婚	
平成28年 総 数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)	84 (100.0)	84 (100.0)	55 (100.0)	29 (100.0)	- ( - )
現在も行っている	140 (45.5)	140 (45.8)	118 (46.1)	22 (44.0)	(0.0)	50 (59.5)	50 (59.5)	35 (63.6)	15 (51.7)	- ( - )
過去に行ったことがある	50 (16.2)	49 (16.0)	40 (15.6)	9 (18.0)	1 (50.0)	12 (14.3)	12 (14.3)	6 (10.9)	6 (20.7)	- ( - )
行ったことがない	101 (32.8)	100 (32.7)	85 (33.2)	15 (30.0)	1 (50.0)	20 (23.8)	20 (23.8)	14 (25.5)	6 (20.7)	- ( - )
不 詳	17 (5.5)	17 (5.6)	13 (5.1)	4 (8.0)	- ( - )	2 (2.4)	2 (2.4)	- ( - )	2 (6.9)	- ( - )

表18-(3)-9 母子世帯の母の面会交流の実施頻度

総 数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月に1回以上	4～6か月に1回以上	長期休暇中	別途協議	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	(13.1)	(23.4)	(16.7)	(15.4)	(5.1)	(3.8)	(22.4)	( - )
平成28年 888 (100.0)	116 (13.1)	205 (23.1)	140 (15.8)	141 (15.9)	39 (4.4)	29 (3.3)	170 (19.1)	48 (5.4)

注：面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。以下同じ。

表18-(3)-10 父子世帯の父の面会交流の実施頻度

総 数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月に1回以上	4～6か月に1回以上	長期休暇中	別途協議	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	(18.7)	(23.6)	(14.2)	(13.8)	(4.9)	(5.3)	(19.6)	( - )
平成28年 190 (100.0)	40 (21.1)	38 (20.0)	30 (15.8)	26 (13.7)	7 (3.7)	9 (4.7)	33 (17.4)	7 (3.7)

表18-(3)-11-1 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由（最も大きな理由）

総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している
平成28年 1,189 (100.0)	72 ( 6.1)	11 ( 0.9)	116 ( 9.8)	10 ( 0.8)	44 ( 3.7)	14 ( 1.2)	160 (13.5)	10 ( 0.8)

第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
- ( - )	27 ( 2.3)	105 ( 8.8)	620 (52.1)

表18-(3)-11-2 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由（最も大きな理由）

総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している
平成28年 151 (100.0)	1 ( 0.7)	2 ( 1.3)	22 (14.6)	1 ( 0.7)	13 ( 8.6)	2 ( 1.3)	17 (11.3)	3 ( 2.0)

第三者による面会交流の支援を受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
- ( - )	8 ( 5.3)	14 ( 9.3)	68 (45.0)

(4) 離婚届書における面会交流についての記入状況

ア 離婚届書の面会交流の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ 49.6 %、47.9 % と最も多く、次いで「「取り決めている」の欄にチェックした」がそれぞれ 20.8 %、17.6 % となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 44.9 % と最も多く、次いで、「チェックが必須ではないから」が 40.8% となっている。

一方で、父子世帯では「チェックが必須ではないから」が 50.0 % と最も多く、「チェック欄があることを知らなかった」及び「その他」が 25.0 % となっている。

表 18 - (4) - 1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯	平成28年 577 (100.0)	120 ( 20.8)	52 ( 9.0)	49 ( 8.5)	286 ( 49.6)	70 ( 12.1)
父子世帯	平成28年 119 (100.0)	21 ( 17.6)	8 ( 6.7)	16 ( 13.4)	57 ( 47.9)	17 ( 14.3)

表 18 - (4) - 2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況 (チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯	平成28年 49 (100.0)	22 ( 44.9)	20 ( 40.8)	5 ( 10.2)	2 ( 4.1)
父子世帯	平成28年 16 (100.0)	4 ( 25.0)	8 ( 50.0)	4 ( 25.0)	- ( - )